

## 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（新旧対照）

改正後（案）	現行
<p>(公共の場所の清潔保持等)</p> <p>第 26 条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>4 <u>第 1 項に規定する公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(公共の場所の清潔保持等)</p> <p>第 26 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所において、所定の場所以外に紙くず、吸い殻、空き缶その他の廃棄物を捨ててはならない。</p> <p>2 前項に規定する公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所及び周辺に当該宣伝物等が散乱しないよう清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 第 1 項に規定する公共の場所において、缶、瓶その他の容器で飲食物を販売する者は、当該容器等が散乱しないよう、回収容器を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>

5 省 略

(改善命令)

第 29 条 省 略

第 43 条 次の各号のいずれかに該当するものは、50,000 円以下の過料に処する。

(1) 第 15 条の 3 第 6 項の規定による命令に違反したもの

(2) 第 29 条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項各号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。

4 土木、建築等の工事を行う者は、道路その他の公共の場所に、工事に伴う土砂、がれき、廃材等が散乱しないよう適正に管理しなければならない。

(改善命令)

第 29 条 市長は、前 3 条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく阻害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第 43 条 第 15 条の 3 第 6 項の規定による命令に違反したものは、50,000 円以下の過料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。